

必ずこの注意事項をよく読んで記入・申請してください

- ◆ 一斉入所の受付期間は10月3日（火）～20日（金）までです。2次募集については就労が決定している方を優先します。2次募集以降に申し込まれた求職中の方は、3次募集の入所調整に回っていただきますので、入所決定は3月上旬頃になります。
- ◆ 上記期間中に求職中で書類を提出された方について、11月6日（月）までに勤務証明書の提出があった場合は就労者として取り扱います。それ以降はいかなる理由がある場合でも求職者として取り扱い、入所調整が必要な場合は求職者として調整しますのでご注意ください。
- ◆ 第4希望以降がある場合は欄外に記載していただいて構いません。（第4希望以降については施設名のみで、希望理由は記載しなくても構いません。）第4希望以降についても入所の調整を行います。
- ◆ 必ず第3希望まで記入してください。記入がなく、第1希望または第2希望に入所できない場合は、第3希望以降まで書かれている方の入所が決定した後、空いている保育所等でしか入所調整を行うことができません。
- ◆ 第1希望に入所できず第2希望・第3希望または第4希望以降での調整になる場合、希望に書かれていない保育所等での調整はできませんのでご注意ください。
- ◆ 希望順に保育所等への入所の可否を決定します。一度決定した保育所等については変更ができませんので、よく考えて記入してください。（例えば、第1希望の保育所等に決定した場合、第2希望以降への保育所等への変更はできません。）
- ◆ 勤務先・学校・保育所等の欄は、必ず令和6年4月1日付の状況を記入してください。（兄弟姉妹が、学校（小中高大など）・幼稚園・認定こども園・保育所（園）・わかあゆ園などに在籍している場合は、必ず記入してください。）また、求職中の場合や世帯員が障害者手帳を持っている場合などは、備考欄にその旨を記入してください。
- ◆ 就労証明書について、入所を申請するお子さんが複数いる場合は、1部は原本を、残りはコピーを添付してください。4名以上いる場合は、余白にお子さんの名前を記入していただき、同様にコピーを添付してください。
- ◆ 記入漏れのないように注意してください。

◆ 保育の利用を必要とする理由が、就労以外の場合は、それぞれの内容を証明する書類の写しを提出してください。

○**妊娠・出産の場合**…母子手帳の保護者氏名と分娩予定日がわかるページの写し（予定日はご自身で記入してください。）

※妊娠・出産の場合、入所できる期間は産前8週が属する日の月初から産後8週が経過する日の月末までです。（ただし、年度をまたぐ場合はそれぞれの年度について申請が必要です。）

（例：令和6年6月10日が出産予定日の場合…妊娠・出産を理由に保育所に預けられる期間は、令和6年4月1日から令和6年8月末日までです。また、令和6年2月が出産予定の場合、預けられる期間は令和5年12月～令和6年4月までとなり、それぞれの年度について別々に申請する必要があります。）

○**疾病・障害・介護等の場合**…障害者手帳や介護保険証等の写しや診断書など、疾病・障害・介護の具体的な状況がわかるもの

※介護等の場合は、介護時間等のタイムスケジュールがわかる書類も提出する必要があります。（子育て支援課に書類がありますので、必要な方は申し出てください。）

○**求職活動の場合**…ハローワークカードや雇用保険受給者証等の写し、求職活動状況申告書など

※求職活動中の場合、入所期間は3ヶ月間です。3ヶ月の間に勤務証明書の提出がない場合は退所になります。

○**就学の場合**…学生証、講義等のスケジュールがわかる書類の写し

○**その他の場合**…子育て支援課までご相談ください。

市外の保育所等を申し込まれた際の注意

市外の保育所等の入所調整については、その施設の所在する市町が行い、その結果が判明する時期は市町ごとに異なります。

市外の保育所等を申し込まれ、その下位順位に市内の保育所等を希望する方につきましては、市外の保育所等の結果判明時期によっては、市内の保育所等の入所調整ができず、他の方を優先することがありますのでご注意ください。